

令和元年度 地方分権改革に関する提案募集

森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大

ヒアリング説明資料

林野庁

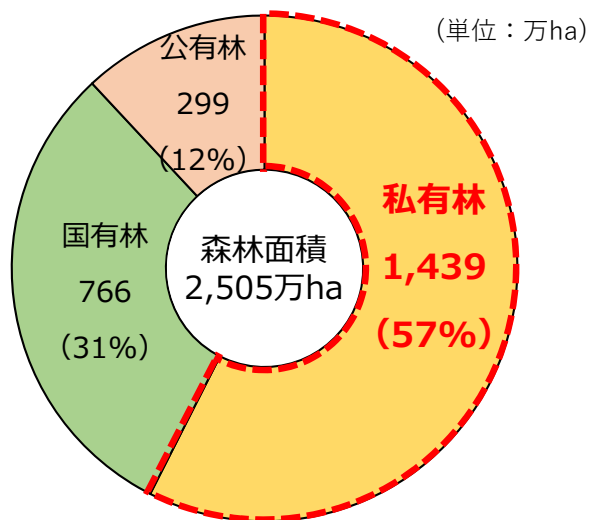
令和元年 8月5日

重点番号25: 森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大
(林野庁)

森林の所有構造、所有者不明森林の状況について

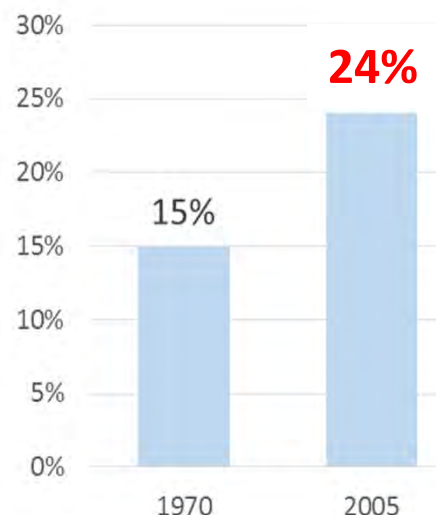
- 森林面積の約6割は私有林であり、その所有構造は小規模・零細
- 森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、所有者情報の把握は早急な対策が必要
- 所有者不明森林は森林の経営管理などに支障

■ 森林の所有構造



資料：林野庁「森林資源の現況（平成29年3月31日現在）」
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 不在村者保有の森林面積の割合



不在村者森林所有者のうち、
相続時に何も手続をしていない割合 **17.9%**

資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）

注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

■ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

森林の土地所有者届出制度について (H23森林法改正)

- 平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。(森林法第10条の7の2)
- あわせて、森林法の施行に必要な限度で所有者情報を内部利用できる旨を規定(森林法第191条の2)
- これらにより、平成24年4月以降、届出義務がある者に関する固定資産課税台帳の情報については、市町村内部での利用が可能となったところ

制度の概要

新たに森林の土地の所有者となった者

90日以内に届出
国土利用計画法に基づく届出をしたときは不要

無届 虚偽届出

10万円以下の過料

市町村

林務
部局

届出義務がある者に関する固定資産課税台帳の情報

税務
部局

保安林等に係る届出は30日以内に通知

都道府県

届出が必要となる場合

✓ 売買による森林の土地の取得

ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため森林法上の届出は不要

市街化区域	: 2,000m ² 以上
その他の都市計画区域	: 5,000m ² 以上
都市計画区域外	: 10,000m ² 以上

✓ 相続による森林の土地の取得

✓ 贈与による森林の土地の取得

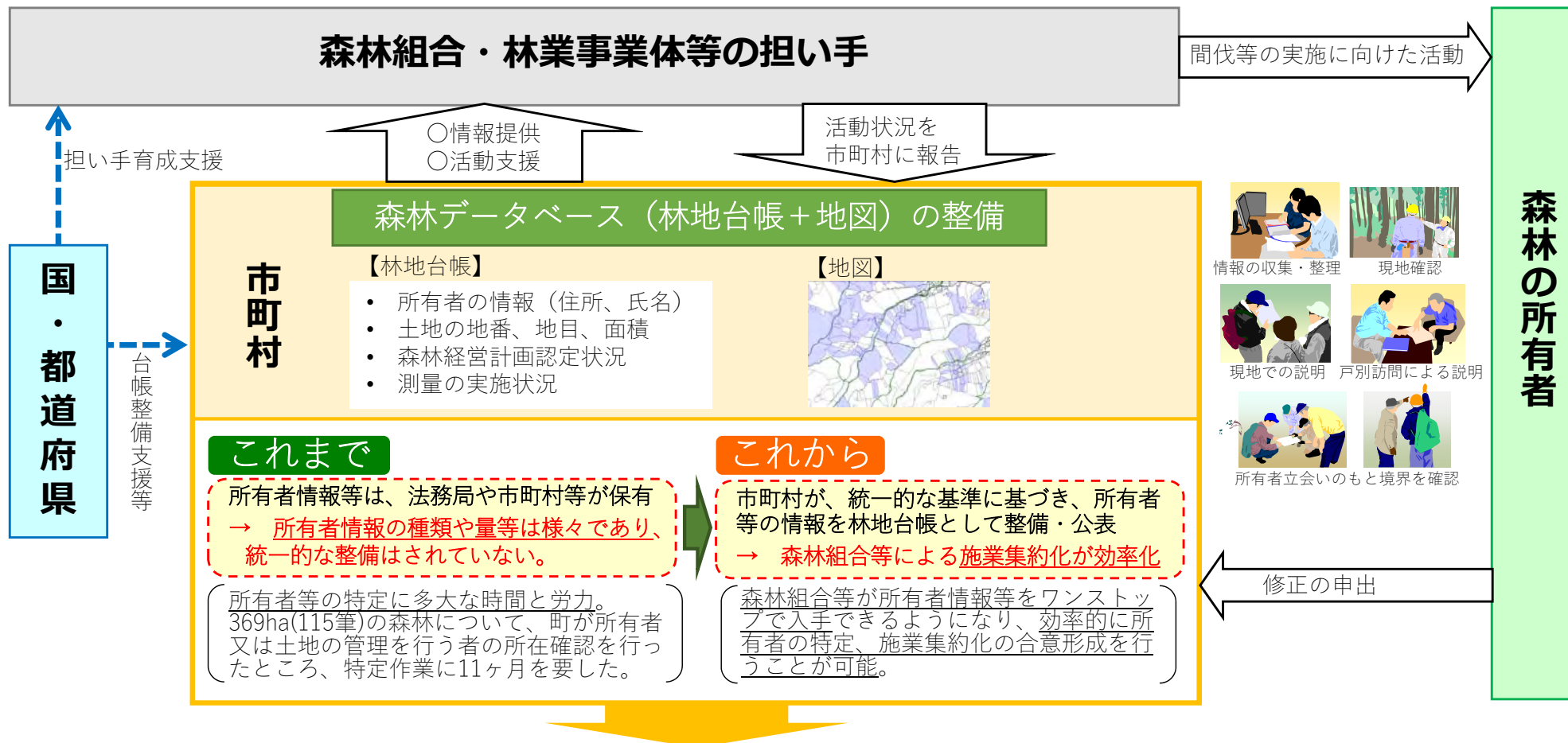
✓ 森林の土地を所有している法人を買収(法人名義の変更を伴うもの)したことによる森林の土地の取得など

⇒**全ての土地の所有権の移転が対象**

林地台帳について (H28森林法改正)

- 森林の施業の集約化を推進するため、**林地の所有者や境界測量の状況**などの情報を**地番ごとに整理**した林地台帳を、**民有林が所在するすべての市町村**で整備する制度を創設（森林法第191条の4）
- **平成31年4月**より、台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合、林業事業者等へ情報提供

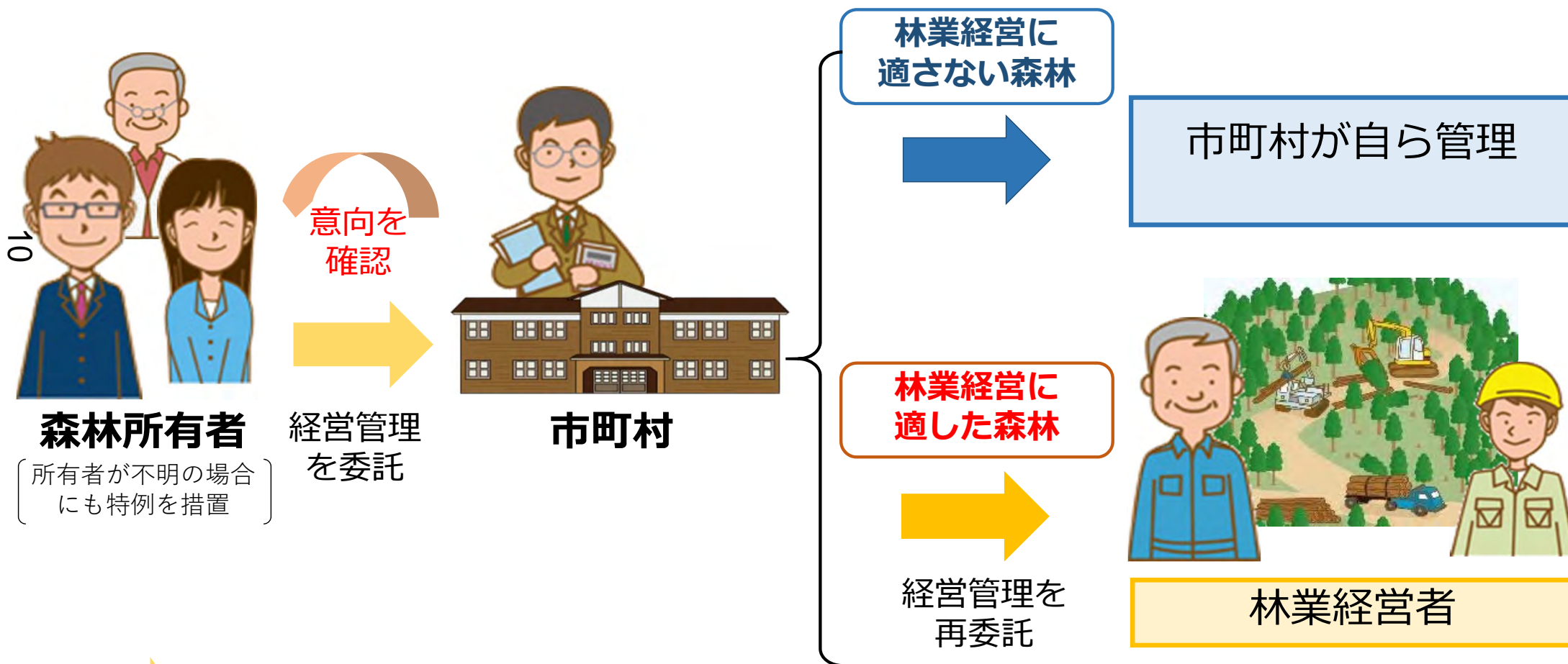
6



所有者・境界が明らかになり、**施業の集約化が進み、間伐等推進、雇用創出、地域材活用**

森林経営管理制度について (H30森林経営管理法 制定)

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



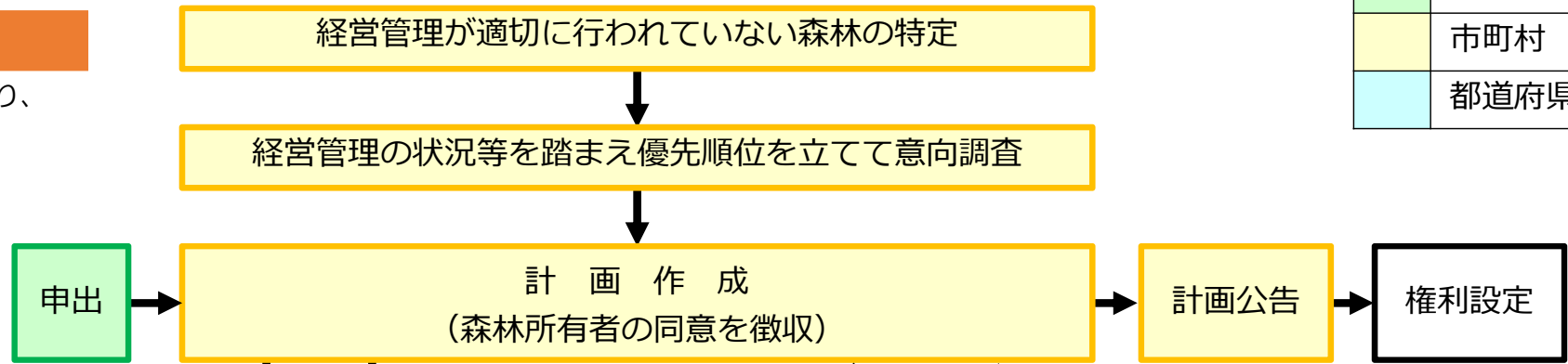
次項 → あわせて、所有者不明森林に対応

所有者不明森林等に関する特例措置

	森林所有者
	市町村
	都道府県

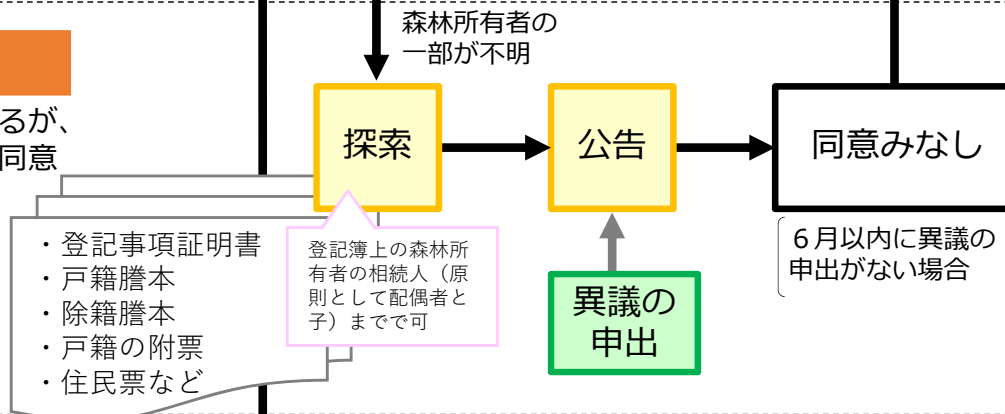
原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意



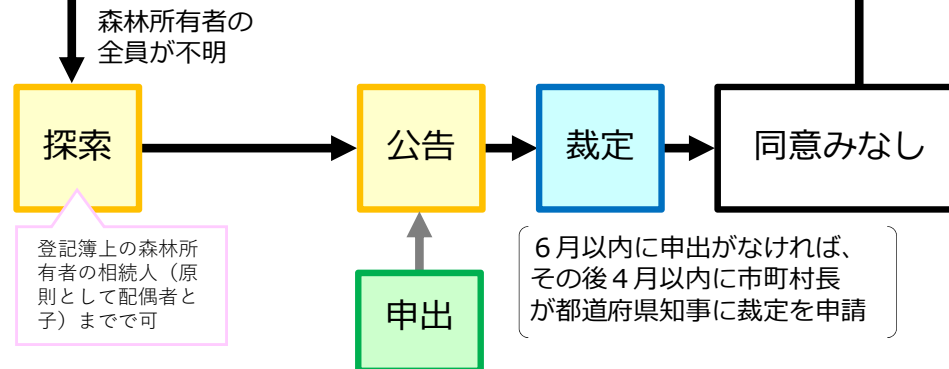
共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、
知れている全員が計画作成に同意



所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
→ 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
→ ① 民間事業者の承諾を得た
または、
② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

固定資産課税台帳の情報の利用について

- 平成23年の森林法の改正を踏まえ、平成24年以降に新たに所有者となった者（届出義務のある者）については、**固定資産課税台帳の情報の利用が可能**
- 固定資産課税台帳の情報の利用の範囲が拡大すれば、森林法の**各種届出（伐採及び伐採後の造林の届出等）の円滑な処理、林地台帳の精度向上、森林経営計画の作成の促進**や、森林経営管理法に基づく**所有者の探索の効率化**など、市町村が行っている事務の効率化・簡素化の効果が期待

森林法

H23法改正

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第10条の7の2 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

12

（略）

H23法改正

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第191条の2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

H28法改正

（林地台帳の作成）

第191条の4 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

一～四（略）

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3（略）

森林経営管理法

H30制定

（経営管理意向調査）

第5条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第1項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第48条第1項第1号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

（不明森林共有者の探索）

第10条 市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が50年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているものの全部が当該経営管理権集積計画に同意しているときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

（不明森林所有者の探索）

第24条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者の全部。次条第2号において同じ。）を確知することができないもの（以下「所有者不明森林」という。）があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行うものとする。